

これまでの議論の整理（案）

内；さらなる議論が必要な事項

I. 看護教員に求められる資質・能力に関して

- 看護教育の充実のためには、看護教員の質の向上が不可欠である。看護教員はどのような資質・能力を備えているべきなのか整理し、目標を示すことが必要である。
- 看護教員には看護実践能力と教育実践能力のどちらも必要であり、そのバランスが重要である。
- その一方で、看護教員が看護実践能力を維持することは困難であり、臨床を離れている看護教員に一律に看護実践能力を求めるのは無理がある。
- 看護教員には、誰に学生を預けたら優れた臨床実践の指導をしてもらえるかを見極め、状況を説明できる能力が必要である。
- 教育的まなざしを学生に伝える技とコミュニケーション能力、その他多様な学生に対応できる指導力やカウンセリング能力等も求められている。
- 看護教員には、時代の要請に合ったカリキュラムを作成できる能力が求められている。

- ・看護教員に求められる資質・能力とその目標はどのように設定できるか。また、その評価はどのように行うべきか。
- ・看護教員には様々な能力が求められているが、その中でも今後、看護教員として強化すべき能力は何か。

II. 看護教員の要件に関して

- 看護教員には一定の臨床経験が必要であり、看護系大学においても看護師養成所と同様に、臨床経験を求める必要がある。

- ・看護職員や看護教員の高学歴化が進む中、また、看護教員の確保が困難である実情を踏まえ、専任教員の要件^(*)は現状維持とすべきかどうか。
(*) 専任教員の要件については、第2回検討会資料6を参照。
- ・もし、現行の専任教員の要件を緩和した場合、新任者の研修についてどのように考えるか。
- ・大学で教育関係の4単位を履修して卒業した者についての研修の必要性をどのように考えるか。

1. 看護教員養成講習会について

(1) 実施体制・方法

①現状と課題

- 看護教員養成の約8割は、都道府県による看護教員養成講習会が担っているが、実施する県は限られており、また実施状況にはばらつきがある。
- 受講希望者の減少等により、一県で開催基準を満たす受講者数を確保するのが困難である。
- 講習会開催県が限定的であることから、現在の実施方法では、受講を希望しても物理的な問題や家庭の事情により受講できない人の状況は改善されない。

②当面の改善策

- 看護教員が全国的にばらつきなく養成されるようにするため、看護教員養成講習会をブロック単位に調整した上で開催するなどの仕組みが構築されることが必要である。
- また、教育時間を単位制とし、受講者の状況に応じて数年間かけて断続的に履修できるようにしたり、放送大学等の活用も求められる。

・全国的にばらつきなく養成される仕組みを構築するためには、どのような体制が必要か。

(2) 講習会の質の充実・確保

①現状と課題

- 現行では8ヵ月で900時間の講習会を実施しており、つめこみ教育になっている。
- 看護教員養成講習会を受講することにより教員としての姿勢や態度に変化が見られ有益である一方、教員業務のすべてが含まれてはいないので、すぐに活用できることを教育することも必要である。
- 看護教員には学生を育む教育学や教育論の視点が不足している。
- 看護教員に求められるものは時代とともに変わってきており、それに伴い教員養成講習会の教育内容にも変化が求められている。
- 看護教員の養成に必要な教育内容について、看護教員養成講習会の担当者は理解する必要があり、講習会担当者への支援が必要である。

②当面の改善策

- 教員養成講習会において十分な講習成果を上げるためには、教育内容を整理するとともに、ゆとりのある期間を設定すべきである。
- 講習会の質の確保・向上のため、看護教員養成の教育内容を見直すとともに、受講者の評価やプログラムの評価なども含めた看護教員養成のためのガイドラインが必要である。

・看護教員に求められている資質をふまえ、現行の実施要領に定められている教育時間・教育内容をどのように見直すべきか。

2. 今後の看護教員養成のあり方について（中長期的な視点に立った改善策）

- 現在、看護学生を教育する者を育成する講習会には実習指導者講習会・看護教員養成講習会・幹部看護教員課程があり、これらを連動させることにより、看護教員のキャリアパスとして示すことができ、看護教員養成講習会修了者の自信に繋がると考えられる。そのため、これらの講習会を連動させ、さらには学位取得に繋がるようなコースとして再構築することが必要である。
- 受講希望者が就労を継続しながらでも受講できるよう、通信制やeラーニングの導入について検討する必要がある。
- また、受講者の利便性を高めるためには、近隣の看護系大学での科目履修を「教員養成課程」の一部として認定できるようにすることも考えられる。
- 将来的には看護系大学の専攻科や大学院等に看護教員養成課程を設置できるようにすることが望ましい。

・通信制やeラーニングの導入、大学や大学院等に看護教員養成課程を設置するなど、看護教員養成の実施体制や方法を多様化する場合、各々の教員養成課程の質を保証する仕組みが必要と考えられるが、どうか。
・また、こうした多様な方法を普及するためには、どのような方策が考えられるか。